



梅

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22

TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

| | | |
|---|----|-------|
| 日 | 10 | 24 |
| 月 | 11 | 25 |
| 火 | 12 | 26 |
| 水 | 13 | 27 |
| 木 | 14 | 28 |
| 金 | 1 | 15 29 |
| 土 | 2 | 16 |
| 日 | 3 | 17 |
| 月 | 4 | 18 |
| 火 | 5 | 19 |
| 水 | 6 | 20 |
| 木 | 7 | 21 |
| 金 | 8 | 22 |
| 土 | 9 | 23 |

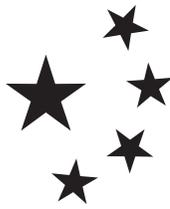
2月の税務と労務

- 国 税** / 平成19年分所得税の確定申告 2月16日～3月17日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日～3月17日
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月12日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月29日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 2月29日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月29日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 2月29日
- 地方税** / 固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 国民健康保険税の年金天引き

国民健康保険税は国民健康保険の被保険者である世帯主にかられる市町村税。本年4月から、世帯主を含む国保加入の世帯員全員が65歳～74歳で、世帯主が年額18万円以上の年金を受給しており、世帯主の介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、国保税が年金から天引きされます。

中国



第二次投資ブームを考える

安い労働コストに注目

1990年代の初頭、日本企業は安い労働コストに注目して中国に進出しました。デフレへと突き進んでいた当時、製品を中国で製造し、日本に輸出するという「輸出型」が主流でした。日本では低価格の中国製品は持てはやされ、この頃進出した“輸出型”の日本企業はいずれも儲かりました。

1992年の鄧小平の南巡講話をきっかけに、中国では改革開放が始まり、世界は中国の内需拡大を期待しました。日本もその流れに乗り、あらゆる業種の企業が中国大陸に進出を図ったのです。

内需目当ての中国

■ 進出企業はことごとく失敗

しかし、この直後から中国の景気は停滞期に入り、94年の金融引き締めにより信用不安が強まりました。実質的に内需拡大方針に転じたのは98年でした。99年の底までの間、内需目当ての中国進出企業はことごとく失敗しました。「第一次投資ブーム」は一瞬に過ぎ去りました。

21世紀に入ると、住宅建設

ラッシュ、マイカーブームなど、所得水準の向上による消費拡大が進み2001年以降、ようやく内需狙いの日本企業も成功し始めました。

今では製造業に限らず、サービス業、販売業も含め、あらゆる日本企業が中国の内需に吸い寄せられ、「第二次対中投資ブーム」が始まりました。

チャンスがあれば危険もかえりみず進出し、危ないとみるや直ちに撤退するというのが西欧的な行動パターンといわれていますが、これに対し、日本人は進出すべきかどうかきわめて慎重だが、ひとたび出たからには簡単には引き下がりず苦勞を耐え忍ぶタイプのです。

どちらにも有利と不利があり、どちらが正解とは言えません。

中国が今後どのような進化と変貌を遂げるのか、そして外資系企業が中国市場でどのように行動するかは、中国経済の高度成長の反動が近いと予想されるだけに、だれもが気になるところです。

ブームには翳りが

経済産業省が毎年調査・集

計している「海外事業活動基本調査」をみますと、2006年度（速報値）で、製造業の海外生産比率は16.7%、売上高も200兆円に迫る勢いといずれも過去最高の数字を記録していますが、中国での新規法人設立数（資本参加含む）は186社と3年連続で減少し、撤退現地法人の数も109社と大幅に増加しています。数字だけを見れば、ブームには翳りが見え始めているようです。

この資料には、外国進出企業が撤退（休眠）した時の理由も集計されています。北米やヨーロッパと比べて中国で多いのが「現地パートナーとの対立」を理由とする撤退です。

ローカル化を考える

中国市場の変化は激しいのですが、その変化にフィットした戦略を持った人材でなければ、勝てないようです。日本企業の場合、前任者と同じ考えで、変化に対応できない人材が派遣されてくるのが多く、意思決定権も含めて、「ローカル化を真剣に考えるべきだ」と指摘する声があります。

株式会社は、解散をした場合には、清算をしなければなりません。会社自体がすぐ無くなってしまいうわけではなく、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなされます。具体的には、これまでの売掛金等の債権を回収したり、買掛金等の債務を弁済するなど債権債務の整理をし、その後残った財産を分配する必要があります。この手続きを清算と呼んでいます。

特別清算

清算には、通常清算と特別清算があります。特別清算は、債務超過（清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りない状態をいう。）の疑いがあるなどの場合に、債権者、清算人、監査役又は株主は、特別清算開始の申立てにより、裁判所の特別清算開始命令により始まる手続きをいいます。

特別清算開始の命令があったときは、清算株式会社の清算は、裁判所の監督に服します。

清算人が作成した協定案は、債権者の過半数かつ総債権額の3分の2以上の賛成による決議後、裁判所の認可があると確定し、その後はその協定案に従った処理をすることになります。

ここで、債権者の反対があり決議ができないときは、裁判所が破産を宣告し、破産手続きに移行することになります。

新会社法により、会社整理

簡素化された清算手続き

知っておきたい

会社法

●
●
●



制度が廃止されましたので、今後はこの特別清算の利用が進むことになるでしょう。

通常清算

通常清算は、株式会社が解散をした場合、清算人が清算手続きをすることです。会社が債務超過でないときに限り認められることとなります。

旧商法では、通常清算のときもかなりの程度で関与をしていましたが、新会社法では、

最小限度の関与に止められています。

例えば、旧商法では、解散事由等を裁判所届出、財産目録・貸借対照表の提出を要求し、清算手続きを裁判所の監督の下に置いていました。債務超過でない清算手続きについては、裁判所が関与する必要性が高くないことから、規制が緩和され、新会社法では、通常清算手続きについては、上記規定を置かず、裁判所監督を不要としたのです。

清算終了後の資料保存者についても、旧商法では、裁判所選任によるとしていましたが、新会社法では原則として清算人が帳簿資料の保存者になるものとして、選任手続きを省略しています。

減った官報公告の回数

旧商法では、債権者に対する債権申出のための官報公告を合計3回行うこととしています。

しかし、各公告のための時間的間隔に関する規制がないことから、実際には、連続した3日間をもって官報公告を行うことができました。

債権者への周知という観点からは合理性に乏しいこととなにより官報を定期的に購読している債権者は実際は少なく、逆に、官報情報をWEB上で確認する者にとっては一度公告があれば十分であるという実状もあり、迅速・簡素な清算の見地から、新会社法では、これを1回の公告で足りることとしました。

ユニーク経営で高収益

「人より働かず、休めば利益は上がる」という会社があります。岐阜県にある建築用電材メーカー「M社」がそれです。モットーは「休め。働くな。良きに計らえ」というからユニークです。

年間総労働時間は製造業で最も短い1640時間。ゴールデンウィークや夏休みは連続10日。年末年始の休暇は実に19日間連続に。さらに営業マンにはノルマが一切なく、会社の上司への「ホウ・レン・ソウ(報告・連絡・相談)」も禁止。人事評価も成果を気にしないから今どき珍しい「年功序列」だそうです。それでいて利益率は業界トップの10数%を維持。平均が3~4%と言われる業界では驚異的な数字です。

創業者によれば、「日本人は農耕民族なので、働くなど言っても働く。だから働くなど言っただけで働くと、工夫も生まれる。」

ユニークな会社と言えば、北海道にある菓

子メーカー「R社」もそうです。日本で最初にホワイトチョコレートを作った会社として知られています。ここでは社員のやる気を上げるために表彰制度を設けているのですが、会社の仕事とは関係なく、その人が目標に対してどれだけ頑張ったかを見て決めています。ある社員は「地元の盆踊り大会でリーダーシップを発揮したから」という理由で表彰されたそうです。

同社のモットーは「仕事も遊びも一生懸命」。同社の有休消化率は100%、しかも17年連続だとのこと。社員にノルマはなく、売上げ目標も設定していません。にもかかわらず売上げは右肩上がり、いつの間にか北海道最大の菓子メーカーになりました。

ビジネスの世界では「実力主義」「成果主義」「ノルマ」「目標管理制度」など、とにかく効率や成果を重視する経営理論や仕組みが浸透していますが、そればかりが正しいとは限らないようです。

たまには「常識」とされていることも疑ってみるのもいいかもしれません。

はまぐり雑学

桃の節句に、ひなあられや菱餅とともに欠かせないのがはまぐり料理です。春先のはまぐりは身が太っていておいしいこともありませんが、もうひとつの理由は、はまぐりの特徴にあります。

す。結婚式の祝い膳に登場するのも同様で、こちらは徳川の八代將軍、吉宗の積極的なPRによって広められたそうです。

はまぐりの由来は、「浜辺にある」「栗の形に似た貝」からとのこと。順を逆にして「ぐりはま」というと物事の手順が違ふ、の意。それがなまって「ぐればま」になり、物事からはずれるという意味の「ぐれる」になったとか。貝殻は、縄文時代はナイフとして使われていました。

おいしいスープは、からだにもおいしい

コンソメ、ミネストローネ、ポトフ、クラムチャウダー、ガスパチョ、サムゲタン、そして味噌汁。スープは世界中で食べられている料理です。寒い日の食卓ではからだを温めてくれ、暑い日には冷たいスープが食欲を増進させる働きがあり、ここ数年スープの人気はうなぎのぼり。

スープのレシピ本はベストセラーになり、スープの専門店ができ、今やカレーまでスープになってしまいました。

スープが最初に作られたのは紀元前1500年頃のエジプトとされています。いわゆる「ごった煮」系だったようで、硬くなったパンや肉などを煮込んで食べるというスタイルでした。時代を経て11~13世紀になると香辛料を用いた本格的なスープ作りが始まり、17世紀フランスのルイ王朝の頃には、立派な一品料理としての地位を確立。宮廷料理人が街でレストランを開いたことで、一般の人々に一気に認知されました。